

東京ヨットクラブ代表会員

特別代表会員 各位

2024年10月7日

理事長 齋藤健

正会員の再登録について

この度、東京ヨットクラブ正会員の再登録手続きを、下記要領にて実施いたします。この再登録手続きは、本年9月14日開催の第4回理事会の決議により承認されました。下記期間中、手続きに関する説明書や再登録に必要な申請書などを郵送いたしますので、正会員の皆様にはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

個人情報保護の観点から、これらの手続き処理は理事長が任命したごく限られた人員で行っておりますので、係る作業に時間を要すること予めご了承をお願いいたします。

なお今回は議決権を有する正会員(代表会員、特別代表会員)の再登録を優先して行いますが普通会員の再登録も順次予定しております。

(趣旨)

現在の会員登録状況は、コロナ感染予防処置その他により、不正確な部分があります。本年5月26日新理事会発足以降、会員資格を含め登録状況の確認、会費納入、入退会の状況などの確認作業を進めておりますが、正会員の再登録が不可避と判断いたしました。今後、正会員を確定し、会員名簿の整備、会費納入状況の把握、ホームページ上の会員専用ページ開設など、会員の皆様の権利保護と安心、利便性の向上など鋭意努力する所存です。

記

- 再登録手続き 2024年10月中旬～11月上旬
関連書類発送日は後日、本会ホームページに掲示いたします。
- 再登録の方法 現在登録の正会員全員に関連書類を郵送します。
受領後、会員本人が申請書必要事項を記入の上、東京ヨットクラブ理事会宛てに返送願います。
- 確認作業
 - 返送された申請書の内容の確認を行い、不明な点は担当者から直接ご本人に問い合わせいたします。
 - 現在の登録状況において郵送並びに連絡が困難な正会員、及び退会手続きなどが不明な正会員などにつき再調査を実施します

参考

今回実施する会員種別の登録は、本年3月3日改訂された東京ヨットクラブ定款並びに細則に則って行います。種別詳細については今後郵送する説明書にも明記いたしますが、本会ホームページの“TYCについて”に掲示されている“会則について”をご参照の上、下記内容を事前にご確認していただくようよろしくお願いいたします。

- ・定款第3章(会員) 第6条(種別)
- ・細則第2章(会員) 第2条(種別)及び第3条(正会員)

以上